

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書
(第6号様式別表2の3) 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度若しくは当該計算期間開始の日前7年以内に開始した計算期間又は当該連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額について、法第53条第15項若しくは第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和42年政令第114号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号の3様式又は第8号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額」	当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度若しくは当該計算期間開始の日前7年以内に開始した計算期間又は当該連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含みます。)又は第82条の15の規定によって欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定によって連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	平成13年3月31日以前に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額については、当該事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度において生じたものに限りません。
2 「みなし配当金額のうち還付を受けた額」	法人税法の一部を改正する法律(昭和42年法律第21号)による改正前の法人税法第79条及び同法附則第2条又は第4条第1項の規定によってみなし配当金額の一部の還付を受けた額を記載します。	
3 「控除未済額」	この欄の金額に、この欄の金額を加えて得た金額から、この欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
4 「当期控除額」	次に掲げる申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに掲げる金額を記載します。この場合において、(1)のア、(2)及び(3)の場合には、これらの申告書のこの欄の()内に記載された金額があるときは、これらの申告書のこの欄の金額は、これらの申告書のこの欄の()内に記載された金額を控除したもとのとして計算し、(1)のイの場合には、第6号様式別表1のこの欄の上段の()内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1のこの欄の金額は、第6号様式別表1のこの欄の上段の()内に記載された金額を控除したもとのとして計算します。 (1) 第6号様式の申告書を提出する法人 ア. 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 この欄の金額と第6号様式の + - の金額のうちいずれか低い金額 イ. 連結法人及び連結法人であった法人 この欄の金額と第6号様式別表1のこの欄の金額のうちいずれか低い金額(ただし、第6号様式別表1のこの欄に金額が記載されている場合には、この欄の金額と第6号様式別表1のこの欄の金額から第6号様式別表1のこの欄の金額を控除した金額のうちいずれか低い金額) (2) 第6号の3様式の申告書を提出する法人 この欄の金額と第6号の3様式のこの欄の金額のうちいずれか低い金額 (3) 第8号様式の申告書を提出する法人 この欄の金額と第8号様式の + + + の金額のうちいずれか低い金額	

3 その他

特定信託の受託者である信託業を行う法人が第6号の3様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には特定信託の名称を併記し、「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と読み替えて記載してください。